

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)				
②名称	Ministry of Justice and Constitutional Affairs / Uganda Registration Services Bureau (URSB)				
③所在地	Plot 5, George Street Georgian House Kampala				
④連絡先	(電話) (256) 414 233 219		(FAX) (256) 414 257 279		
	(E-mail) ursb@ursb.go.ug		(internet) http://ursb.go.ug/		
⑤組織の長	Registrar General : Ms. Mercy K. Kainobwiso				
⑥沿革	<p>(1) 英国ウガンダ保護領は、1962年に英国連邦の独立した一員となり、1967年9月8日からウガンダ共和国となった。</p> <p>(2) 特許については、1953年に特許条例が制定され、独立後に、1964年に特許法として改定された。この特許法は1993年に特許制定法により改定された。さらに2000年に特許法Chapter 216として改定され、また2002年にPCTに対応するために改定されている。</p> <p>(3) 意匠については、1937年に英国意匠保護法が制定された。</p> <p>(4) 商標については、1953年に商標条例が制定された。この条例は、1964年に商標法として施行され、その後、この商標法は1965年及び1976年に改定された。</p> <p>(5) 商標法が法律2010年第17号により、2010年9月3日に改正された。この改正により、サービスマークが登録できるようになった。(注: 施行規則が未だ発表されていない)</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1973/10/18	2022/4/28			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1983/10/21	1965/6/14			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
				2022/4/28	2022/4/28
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
			1995/2/9		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	15	19	18	11
		(内 外国出願)	1	6	4	1
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	1		1	
	実用新案	全数	18	19	16	19
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	160	45	90	58
		(内 外国出願)	6	1		4
		(内 日本から)				
	商標	全数	3,215	3,071	3,923	3,860
		(内 外国出願)	1,617	1,507	1,765	1,811
		(内 日本から)	95	98		
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1			
		(内 外国出願)	1			
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	1			
	実用新案	全数	6	15	4	4
		(内 外国出願)				
意匠	全数	50	39	32	17	
	(内 外国出願)	3	3			
	(内 日本から)					
商標	全数	2,830	2,091	2,809	3,511	
	(内 外国出願)	1,803	1,330	1,484	2,222	
	(内 日本から)	123	76			
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> ウガンダ登録サービス局(UGSB)は、法務及び憲法事務局(Ministry of Justice and Constitutional Affairs)の下部組織である。

UGSBは、次のメンバーにより構成されている。

- (1) Registrar General
- (2) Director Intellectual Property Rights
- (3) Manager Intellectual Property Rights
- (4) Registrars Intellectual Property Rights
- (5) Stenographer
- (6) Data Entry Clerk
- (7) Office Assistant

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2014年工業所有権法
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第13条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウガンダに非居住又は事業所を有しない出願人は、高等裁判所に登録した代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第21条)
	⑦出願言語	英語 (工業所有権法第36条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第46条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第10条)
	⑩ケレスピラト [®]	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から12月。 ・出願人又は承継人による公認の博覧会における発明の開示 (工業所有権法第10条)
	⑪非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 発見及び科学・数学理論 (3) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (4) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (5) 情報の提示 (6) 植物又は動物の品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的な生物学的方法 (7)2016年1月1日までにWTOによりウガンダ又は発展途上国に付与された医薬品及び試験データ (8) 精製、合成、またはその他の方法で自然から分離された天然物質 (9)人体およびそのすべての要素の全体または一部。 (工業所有権法第8条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (工業所有権法第31条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願の18か月後に公報に掲載される。 (工業所有権法第29条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開後90日の期間であれば異議申立の申請をすることができる。 (工業所有権法第28条)
	⑰無効審判制度の有無	有。特許付与の公開から1年以内 (工業所有権法第32条)
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、ARIPO加盟国の少なくとも1ヶ国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる。 (工業所有権法第101条)

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)						
	⑱費用 単位 UGX (ウガンダ・ シリング)	[出願から登録までに掛かる費用]					
		出願料	180,000 UGX				
		登録料	300,000 UGX				
		[特許権維持に掛かる費用]					
		年金					
		2年次	48,000 UGX	7年次	108,000 UGX	12年次	168,000 UGX
		3年次	60,000 UGX	8年次	120,000 UGX	13年次	180,000 UGX
		4年次	72,000 UGX	9年次	132,000 UGX	14年次	192,000 UGX
		5年次	84,000 UGX	10年次	144,000 UGX	15年次	204,000 UGX
		6年次	96,000 UGX	11年次	156,000 UGX		
		⑳料金減免措置 の有無	無。				
		㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。				

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2014年工業所有権法
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第13条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。ウガンダに非居住又は事業所を有しない出願人は、高等裁判所に登録した代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第21条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	権利付与日から10年。 (工業所有権法第69条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第10条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から12月。 ・出願人又は承継人による公認の博覧会における発明の開示 (工業所有権法第10条)
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 発見及び科学・数学理論 (3) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (4) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (5) 情報の提示 (6) 植物又は動物の品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的な生物学的方法 (7) 2016年1月1日までにWTOによりウガンダ又は発展途上国に付与された医薬品及び試験データ (8) 精製、合成、またはその他の方法で自然から分離された天然物質 (9) 人体およびそのすべての要素の全体または一部。 (工業所有権法第8条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願の18か月後に公報に掲載される。 (工業所有権法第29条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開後90日の期間であれば異議申立の申請をすることができる。 (工業所有権法第28条)
	⑰無効審判制度の有無	有。特許付与の公開から1年以内 (工業所有権法第32条)
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、ARIPO加盟国の少なくとも1ヶ国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる。 (工業所有権法第101条)

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)			
⑱費用 単位 UGX (ウガンダ・ シリング)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料	60,000 UGX		
	登録料	100,000 UGX		
	[実用新案権維持に掛かる費用]			
	年金			
	2年次	16,000 UGX	5年次	28,000 UGX
	3年次	20,000 UGX	6年次	32,000 UGX
4年次	24,000 UGX	7年次	36,000 UGX	
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2014年工業所有権法
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	英語 (工業所有権法第36条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から5年。5年ごとの更新が2回まで可能 (工業所有権法第10条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第10条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から12月。 ・出願人又は承継人による公認の博覧会における発明の開示 (工業所有権法第10条)
	⑪不登録対象	公序良俗に反する意匠 (工業所有権法第73条)
	⑫実体審査の有無	無。 (工業所有権法第74条)
	⑬審査請求制度の有無	無。条文中に優先審査制度についての規定はない。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。条文中に優先審査制度、早期審査制度についての規定はない。
	⑮部分意匠制度の有無	無。条文中に部分意匠制度についての規定はない。
	⑯関連意匠制度の有無	無。条文中に関連意匠制度についての規定はない。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。条文中に組物意匠制度についての規定はない。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ協定)を採用している。 (工業所有権法第2条)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願の18か月後に公報に掲載される。 (工業所有権法第29条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。条文中に秘密意匠制度についての規定はない。
	㉑異議申立制度の有無	無。条文中に異議申立てについての規定はない。
	㉒無効審判制度の有無	
	㉓登録表示義務	無。条文中に登録表示についての規定はない。
	㉔費用 単位 UGX (ウガンダ・シリング)	
	㉕料金減免措置の有無	

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年9月3日施行 (2010年法律第17号)
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、防護標章 (商標法第8条(1)、第13条(1)、第47条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、音響商標、芳香商標 (商標法第1条(1))
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人) (商標法第7条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条(1)、同第34条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウガンダに非居住又は事業所を有しない出願人は、ウガンダ国内に連絡宛先を設けなければならない、公認代理人を選任しなければならない。 (商標法第94条)
	⑪出願言語	英語、スワヒリ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から7年。その後、10年毎に更新できる。 (商標法第21条(1))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 人を欺瞞する、法・公序良俗に反する、又は人を傷つけるデザインである標章 (商標法第23条(1)) (2) 科学的物質に係る商品に関する標章であって、科学的生`ン又は化合物の名称として一般に用いられている語からなる標章 (3) 商品に関する標章であって、当該商品自体の性質から生じる形状、その技術的効果を達成するために必要な形状、又は実体的な価値を与える形状のみからなる標章 (商標法第23条(5)) (4) 商品に関する標章であって、同一の商品又はこれと関連するサービスについて既に登録されている他者の商標とどういつであるか、又は良く似た標章 (商標法第25条(1)) (5) サービスに関する商標であって、同一のサービス又はこれと関連する商品について既に登録されている他者の商標と同一であるか、又は良く似ている標章 (商標法第25条(2))
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標法第47条(1))
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第8条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。方式要件について審査される。なお、異議申立があった場合には、その申立理由に限って実体審査が行われる。 (商標法第7条(2)、第12条(1)、第16条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公報により公告(公開)される。 (商標法第11条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も異議申立を行うことができる。 (商標法第12条(1))

①国名	Republic of Uganda (UG) (ウガンダ共和国)	
②③無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第7条(5)、第12条(5))	
②④不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不実施は、不使用取消の対象となる。 (商標法第46条(1)(b))	
②⑤商標分類	有。(ウガンダはニース協定には未加盟であるが、第9版を使用している。)	
②⑥図形要素の分類	無。	
②⑦譲渡要件	無。商標は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第31条(1))	
②⑧費用 単位 UGX (ウガンダ・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 300,000 UGX (150 US\$) 登録料 500,000 UGX (250 US\$) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 UGX	
②⑨料金減免措置の有無	無。	